

【さぎんキャッシュカード・暗証届出通帳規定】

1. (カード等の利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。)または貯蓄預金について発行したさぎんキャッシュカード(以下、「カード」といいます。)および当行に暗証の届出がある口座の普通預金通帳・貯蓄預金通帳・総合口座通帳(以下、「通帳」といいます。)の現金自動預金支払機(現金自動支払機を含みます。以下、「自動機」といいます。)での使用に関しては、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、通帳は当行の自動機のみで利用することができます。

以下、断りなき限り、上記カードおよび通帳を合わせて「カード等」といいます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下、「提携先」といいます。)の自動機を使用して普通預金または貯蓄預金(以下、これらを「預金」といいます。)の払戻しをする場合。
- (2) 当行および当行が自動機の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等(以下、「入金提携先」といいます。)の自動機を使用して預金に預入れをする場合。
- (3) 当行の自動機を使用して預金口座からの振替により預金を払戻し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合(以下、この取扱いを「振替入金」といいます。)
- (4) 当行および提携先のうち当行が自動機の共同利用によるカード振込業務を提携した金融機関等(以下、「カード振込提携先」といいます。)の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (5) その他当行所定の取引をする場合。

2. (自動機でのカードによる預金の払戻し)

- (1) 当行および提携先の自動機を使用してカードにより預金を払戻す場合には、自動機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従って正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による預金の払戻しは、自動機の種類により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたり、1日あたりおよび月間の払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の自動機により預金を払戻す場合に、払戻請求金額と第7条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、その払戻しができません。

3. (自動機での通帳による預金の払戻し)

- (1) 当行に暗証の届出がある口座に限り、自動機を使用して通帳により預金の払戻し(第6条における振込のための払戻しの場合を含みます。)をすることができます。なお、提携先の自動機ではこのお取扱いはできません。
- (2) 前項により預金を払戻すときは、自動機に通帳を挿入し、届出の暗証と金額を操作手順に従って正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。なお、第2条の(2)および(3)の各項は本取引にも適用します。
- (3) 記帳行が満行となった通帳では、自動機での通帳による預金の払戻しはできません。この場合は、窓口に出して新しい通帳の交付を受けた後、前項の操作をしてください。

4. (自動機による預金の預入れ)

- (1) 当行および入金提携先の自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード等を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、入金提携先の自動機では通帳はご利用いただけませ

ん。

- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当行または入金提携先所定の種類の紙幣および硬貨（硬貨付自動機の場合）に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の自動機により預金を預入れる場合に、第7条の自動機利用手数料金額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その預入れができません。

5. （自動機による振替入金）

- (1) 当行の自動機を使用して振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替入金金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 1回あたり、1日あたりおよび月間の振替入金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行の自動機により振替入金をする場合に、振替入金額と第7条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振替入金ができません。

6. （自動機による振込）

- (1) 当行およびカード振込提携先の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に払戻口座のカード等を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳（第3条による場合を除きます。）および払戻請求書の提出は必要ありません。なお、カード振込提携先の自動機では、通帳による振込の取扱いはできません。
- (2) 1回あたり、1日あたりおよび月間の振込金額は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行およびカード振込提携先の自動機により振込の依頼をする場合に、振込依頼金額と第7条の自動機利用手数料・振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込ができません。

7. （自動機利用手数料等）

- (1) 当行または提携先の自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 当行または入金提携先の自動機を使用して預金に預入れをする場合には当行および入金提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (3) 当行の自動機を使用して振替入金をする場合には、当行所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。
- (4) 当行の自動機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、カード振込提携先の自動機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料および自動機の利用に関する手数料（以下、（1）～（3）とあわせて「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (5) 自動機利用手数料は、預金の払戻し・預入れ時に、通帳（第3条の場合を除きます。）および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先・入金提携先・カード振込提携先の自動機利用手数料等は、当行から各提携先に支払います。

(6) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳(第3条の場合を除きます。)および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

8. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人によるカードを利用する際の預金の払戻し・預入れおよび振込を依頼する場合には、本人から代理人カードの発行に関する書類・暗証番号を当行へ届出てください。この届出により当行は代理人のために代理人カードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。
- (4) 代理人カードの発行はWeb口座で利用する普通預金口座（総合口座を含む）のみとします。

9. (自動機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による預入れの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の自動機による払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカード等により預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カード等とともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により当行の自動機による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

10. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

11. (カード等および暗証の管理等)

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカード等が、当行が本人に交付したものであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカード等を確認し、払戻の際に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カード等は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カード等が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカード等による自動機での預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カード等の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

12. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カード等による自動機での払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カード等および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

13. (盗難カード等による払戻し等)

(1) カード等の盗難により、他人に当該カード等を不正使用され生じた自動機での払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①カード等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日間にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合。

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカード等が盗難にあった場合。

14. (カード等の紛失、届出事項の変更等)

カード等を紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

15. (カード等の再発行等)

(1) カード等の盗難、紛失等の場合のカード等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。

- (2) 毀損または紛失によりカード等を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (3) カード紛失後、再発行の手続等がないまま一定期間を経過した場合には、カード等の自動機による取引を自動的に解約します。

16. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先、入金提携先またはカード振込提携先の自動機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。

17. (解約、カード等の利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合には、カードを当店に返却してください。

なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

- (2) カード等の自動機での利用を取りやめる場合には、当店に届出の暗証登録抹消及びカード返却の手続きをしてください。
- (3) カード等の改ざん、不正使用など当行がカード等の自動機による利用を不相当と認めた場合にはカード等の自動機による利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちに当店に届出の暗証登録抹消及びカード返却の手続きをしてください。
- (4) 次の場合には、カード等の自動機による利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第17条に定める規定に違反した場合。
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合。
 - ③カード、通帳または暗証が偽造、盗難、紛失、盗用等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020. 11. 16)